第十五条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項分担事務の欄中「第七条第一項第十三号から第二十号まで」を「第七条第一項第十七号から第二十五号まで」に、「同項第二号、第七号、第十一号の二及び第二十四号に掲げる事務」を「同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一から第八審査担当が分担する事務を除く。）」に改め、同表東京入国管理局横浜支局の項を次のように改める。

東京入国管理局横浜支局	就労・永住審査担当	第七条第一項第十二号、第十三号、第十四号、第十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第二号から第五号まで及び第八号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号、第九号、第十号及び第二十九号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当の分担する事務を除く。）

第十六条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項分担事務の欄中「並びに第十三号及び第十四号」を「及び第十三号から第十五号まで」に改め、同表東京入国管理局横浜支局の項分担事務の欄中「第八号まで」の下に「及び第十五号」を加える。

第二十一条の表福岡空港出張所の項職務等の欄中「第二十四号」を「第二十九号」に改め、同表その他の出張所の項職務等の欄中「同項第十四号及び第十五号」を「同項第十八号及び第十九号」に改める。

第二十二条第一項中「二百二十七人」を「二百三十四人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十九条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第三号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第二項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号ロ中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

様式第一（裏面）及び様式第二（裏面）中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

○厚生労働省、経済産業省、環境省令第二号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十七条第二項の規定に基づき、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令（平成十三年厚生労働省経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。